

令和2年度
川口市包括外部監査結果報告書
概要版

令和3年3月
川口市包括外部監査人
公認会計士 小山 彰

目次

I 包括外部監査の概要

1	監査の種類	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4	監査の視点	1
5	監査の主な手続	2
6	監査の対象機関	3
7	監査の対象年度	3
8	監査の実施期間	3
9	「監査の結果」と「意見」について	3
10	監査従事者	4
11	利害関係	4
12	表示数値	4

II 廃棄物処理事業について

第1章 市の廃棄物処理の全体像

1	廃棄物処理の体制	5
2	決算、原価計算、行政コスト計算書及び資産・負債	6
3	ごみ処理の流れ	11
4	ごみの排出状況（各種データ）	12
5	資源化の状況（各種データ）	16

第2章 監査の結果と意見

1	総括	19
2	個別の指摘及び意見	21

I 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

「廃棄物処理事業について」

3 特定の事件（テーマ）を選定した理由

廃棄物処理において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）により、市は責任を有し、裁量権を持っている。一方で、同法は市民にも廃棄物の減量その他その適正な処理に関して、市の施策に協力することを求めている。よって、廃棄物処理は、まさに自治そのものであると言える。また、廃棄物処理を担う市の取り組みは、地球温暖化、資源の枯渇といった環境問題へ直結することから、近年その重要度は増している。

市民生活によって排出されるごみの量と質は、人口の増減や経済活動の変動、ライフスタイルの変化に大きく影響を受ける。全国的に人口減少が進む中であっても、東京一極集中により都心への通勤圏内である川口市の人口は増加を続けており、また、家具等の生活用品は低価格品が普及し、少し前まで耐久消費財とされていた物品の買い替えが容易となった今日において、ごみの排出量抑制は重要な課題となっている。

市には、現在、戸塚環境センターと朝日環境センターの 2 つの廃棄物処理施設がある。戸塚環境センターは、西棟が令和 9 年前後に更新時期を迎えるとともに、市で唯一の粗大ごみ処理施設は竣工から 45 年が経過し老朽化が著しく、万一不測の事態が生じれば川口市の粗大ごみ処理が滞り、市民生活に多大な影響を与えることになる。また、朝日環境センターは、稼働開始から既に 17 年が経過しており、各設備の経年劣化が課題となっている。

このような状況において、衛生的で快適な生活環境の保全のために、廃棄物処理を停滞させることがないように、安定的な廃棄物処理体制が構築・運用されているか、事業が効果的・効率的に実施されているかを確認することは有用であり、市民の利益に資すると考え、廃棄物処理事業を監査テーマとして選定した。

4 監査の視点

(1) 廃棄物処理事業全般について

ア 市の廃棄物処理事業が、果たすべき役割と合致しているか。

イ 市の廃棄物処理事業が、法令・規則等に従って適切に行われているか。

ウ 「川口市一般廃棄物処理基本計画」の内容は妥当か。また、数値目標を達成

しているか。

- エ 「川口市一般廃棄物処理基本計画」第6次計画のごみ処理基本計画の各施策（取組）について、その実施状況を検証しているか。これらの検証結果が第7次計画に反映されているか。

(2) 中間処理施設について

- ア 施設の概要の把握
- イ 施設に対する各種規制内容の把握
- ウ 施設の稼働状況の把握
- エ 施設の運営・維持管理は適切に行われているか。
- ・現金、未収金、固定資産、備品は適切に管理されているか。
 - ・固定資産台帳、備品台帳は整備されているか。
- オ 処理手数料は適切な水準か。
- カ 施設は経済的・効率的に運営されているか。
- キ アセットマネジメントについて
- ・耐震化の状況
 - ・中長期修繕計画の状況
 - ・修繕、補修工事の状況
- ク 修繕工事、委託費等の契約手続きは適切か。
- ケ 施設の安全対策、危機管理は適切か。
- コ 新戸塚環境センター建設計画の検討
- サ その他の財務事務の執行は適切に行われているか。

5 監査の主な手続

(1) 関係書類等の閲覧

- ・関連法令、各種計画、ガイドライン等の閲覧
- ・諸規程、要綱の閲覧
- ・中間処理施設の管理運営に関する書類等の閲覧

(2) ごみの排出量及び資源化の各種データの検証

(3) 決算（歳入・歳出）、原価計算、行政コスト計算書等の検討

(4) 関係部署への質問

(5) 戸塚環境センター、朝日環境センター、リサイクルプラザの現地調査

- (6) 関係書類の照合及び分析
- (7) 現金、固定資産、備品等の実地照合及び管理状況の把握
- (8) 設備の利用状況の把握
- (9) 設備の損益状況の検討
- (10) 関係諸法令等の準拠性の検討
- (11) その他必要と認めた手続

6 監査の対象機関

対象部局は次のとおりである。

環境部環境総務課、資源循環課、産業廃棄物対策課、環境施設課、新戸塚環境センター建設室、収集業務課、戸塚環境センター、朝日環境センター、リサイクルプラザ、鳩ヶ谷衛生センター、理財部契約課

7 監査の対象年度

令和元年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)とする。

ただし、必要に応じて過年度についても監査対象とし、本報告書作成終了までの令和2年度途中についても参考とする。

8 監査の実施期間

令和2年7月2日から令和3年2月19日

9 「監査の結果」と「意見」について

上記の監査手続を実施した結果、報告すべき事項については地方自治法第252条の37第5項〔包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない〕に基づいて「監査の結果」として記載した。

本報告書では、この「監査の結果」を「指摘」として記載することとする。

すなわち、

- ・財務に関する事務の執行等において、重大な誤りがあったため、当該事業の是正を求めるもの。
- ・事務事業の執行において、その効果が極めて不十分なため、抜本的な改善を求めるもの。

を「指摘」としている。

なお、上記包括外部監査対象団体の長等は、この監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じたときはその旨を監査委員へ通知するものとされ、監査委員はこれを公表しなければならない（地方自治法第252条の38第6項）とされている。

また、包括外部監査人として監査の結果に添えて意見を提出する事項については地方自治法第252条の38第2項〔包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる〕に基づいて「意見」として記載した。

すなわち、「意見」は、「指摘」ではないが、包括外部監査人が組織及び運営の合理化に資するため必要と認めて監査結果報告書に記載したものである。

10 監査従事者

包括外部監査人

公認会計士 小山 彰

包括外部監査人補助者

公認会計士 工藤 道弘

公認会計士 長内 温子

公認会計士 青山 裕之

公認会計士 市川 健

11 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、市と包括外部監査人及び包括外部監査人補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

12 表示数値

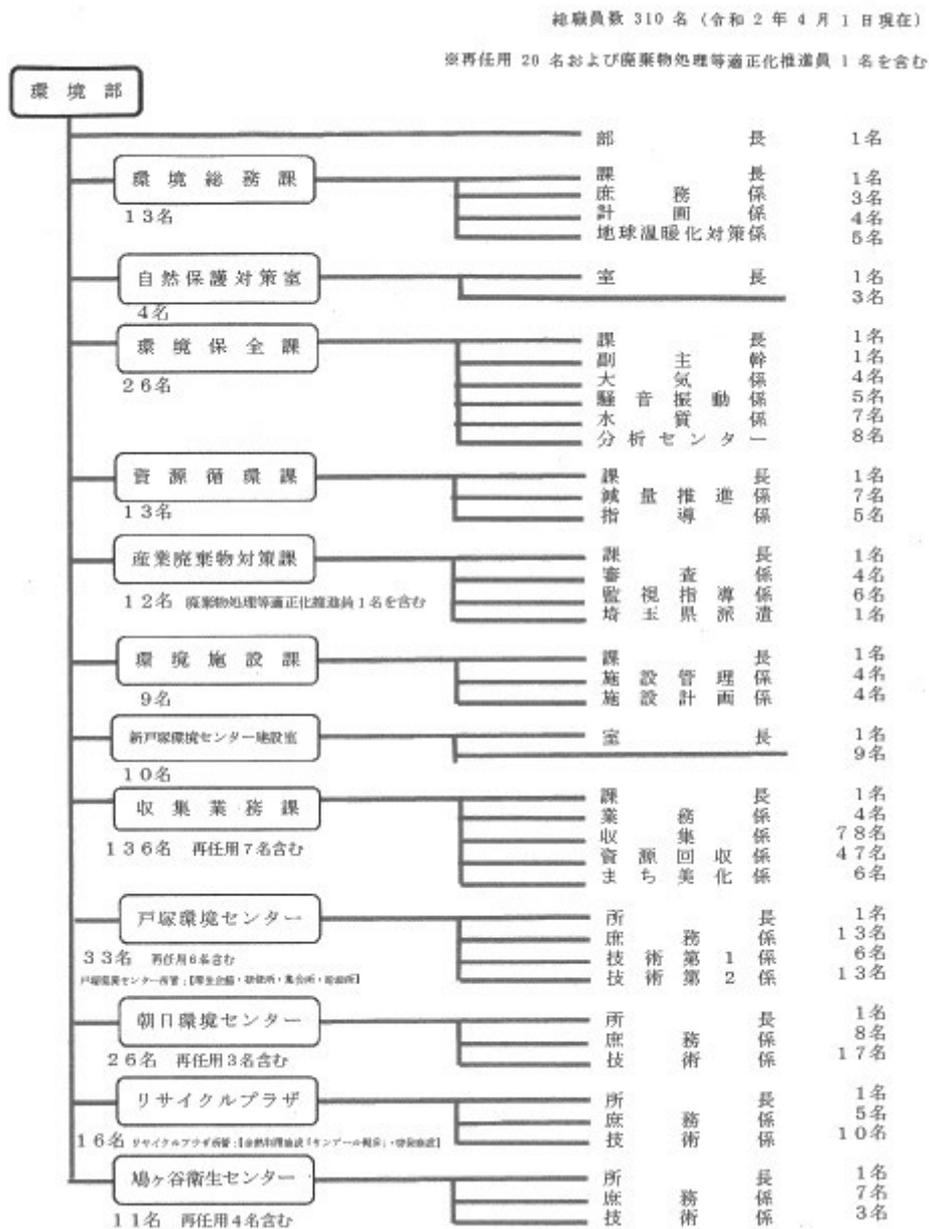
本報告書の表示数値は、単位未満の端数処理の関係で、内訳数値の総数と合計数値が不一致の場合がある。また、市が公表していない金額及び数値は、アスタリスク（例：*,***千円、**. *%）で示した。

II 廃棄物処理事業について

第1章 市の廃棄物処理の全体像

1 廃棄物処理の体制

廃棄物処理を所管している環境部の組織図は以下のとおりである。



出所：川口市資料

2 決算、原価計算、行政コスト計算書及び資産・負債

(1) 決算（歳入・歳出）

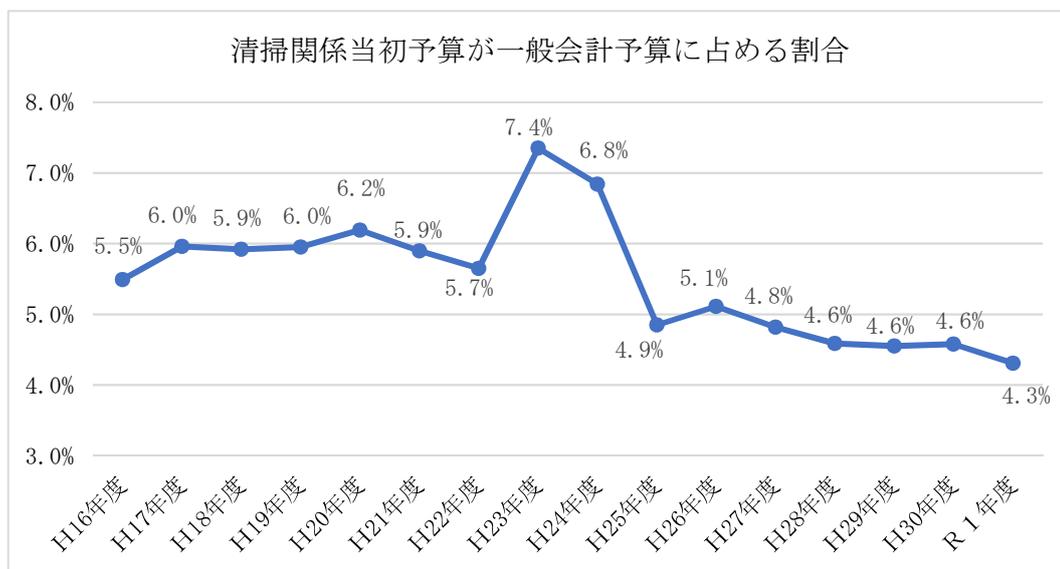
平成 30 年度の清掃事業に係る決算（歳入・歳出）は、以下のとおりである。

（単位：千円）

歳入	決算額	歳出	決算額
使用料	44,017	環境センター費	3,505,111
手数料	1,068,623	清掃総務費	2,236,923
国庫補助金	28,666	収集業務費	1,573,174
財産運用収入	6,504	リサイクル処理費	627,465
寄附金	0	し尿処理費	229,207
雑入	802,759	環境施設費	175,140
市債	22,800	資源循環対策費	39,218
		産業廃棄物対策費	20,124
歳入合計	1,973,370	清掃費合計	8,406,362

出所：川口市資料

清掃関係の当初予算が一般会計予算に占める割合の推移は、平成 27 年度以降は 4.0%～5.0%に収まっており、徐々に低下傾向にある。



出所：川口市資料を加工

5年間の清掃費、1人当たり清掃費、1世帯当たり清掃費の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
清掃費	9,358,801	9,103,242	11,570,269	11,531,379	8,406,362
環境施設整備基金積立金	1,100,157	1,059,514	3,542,938	3,255,078	50,789
清掃費(上記積立金を除く)	8,258,644	8,043,728	8,027,331	8,276,301	8,355,573
一人当たり清掃費 (上記積立金を除く)	13,993	13,554	13,457	13,769	13,818
1世帯当たり清掃費 (上記積立金を除く)	30,774	29,521	29,036	29,382	29,125

出所：川口市資料を加工

(2) 原価計算書、行政コスト計算書及び資産・負債一覧

ア 一般廃棄物会計基準

「一般廃棄物会計基準」(以下「会計基準」という。)とは、環境省が平成19年6月に公表した一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的手法である。対象となる事業は「家庭系一般廃棄物」及び「事業系一般廃棄物」であり、「し尿」及び「一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物」は対象外となっている。

一般廃棄物会計に係る財務書類の構成は、以下の3つである。

- ・一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書(以下、「原価計算書」という。)
- ・一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書(以下、「行政コスト計算書」という。)
- ・一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧(以下、「資産・負債一覧」という。)

市では、環境省が提供した「一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成支援ツール」(以下、「支援ツール」という。)を用いて計算を行っており、計算結果を「清掃事業概要」及び市のホームページで公開している。

イ 原価計算書

原価計算書とは、一般廃棄物処理(収集運搬、中間処理、資源化、最終処分)について、一般廃棄物種毎に対象期間に要した費用及び得られた収益を表したもので、一般廃棄物処理の効率性を検証するための情報として役立つことができる。

平成30年度の原価計算書のうち原価部分は、以下のとおりである。

	収集運搬部門 原価(円/kg-収 集運搬量)	中間処理部門 原価(円/kg-中 間処理投入量)	最終処分部門 原価(円/kg-最 終処分投入量)	資源化部門原 価(円/kg-資源 化投入量)
①燃やすごみ	11.78	32.22	33.96	—
②燃やさないごみ	—	—	—	—
③粗大ごみ	62.43	28.43	—	—
④アルミ缶	293.00	—	—	52.33
⑤スチール缶	141.95	—	—	28.75
⑥無色のガラス製の容器	77.88	—	—	25.00
⑦茶色のガラス製の容器	77.92	—	—	25.00
⑧その他のガラス製の容器	77.83	—	—	25.00
⑨リターナブルびん	77.28	—	—	25.00
⑩ペットボトル	159.29	—	—	58.14
⑪白色トレイ	—	—	—	—
⑫プラスチック製容器包装	57.35	—	—	42.02
⑬紙製容器包装	24.52	—	—	101.84
⑭紙パック	124.41	—	—	101.84
⑮段ボール	19.26	—	—	0.00
⑯古紙	11.65	—	—	45.29
⑰古布	146.76	—	—	0.00
⑱生ごみ	—	—	—	—
⑲廃油	—	—	—	—
⑳小型家電	109.82	0.00	—	72.18
㉑その他の資源ごみ	43.24	—	—	72.18
㉒その他のごみ	161.26	97.73	—	—
全廃棄物種類	24.43	32.07	33.96	36.90

出所：川口市資料

ウ 行政コスト計算書

行政コスト計算書とは、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用及び得られた収益を表したもので、一般廃棄物の処理に関する事業の効率性を検証するための情報として役立てることができる。

平成 30 年度の行政コスト計算書は以下のとおりであり、経常費用 9,194,153 千円に対して、経常収益は 1,862,305 千円である。

(単位：千円)

経常費用	人件費	物件費	経費	各種施策に係る費用(※)	合計
経常業務費用					
収集運搬部門	1,268,782	1,605,448	1,191	—	2,875,423
中間処理部門	501,240	4,337,822	3,576	—	4,842,639
最終処分部門	—	223,292	—	—	223,292
資源化部門	155,204	530,822	—	—	686,027
管理部門	344,975	7,302	—	21,222	373,500
経常移転支出					193,270
経常費用合計					9,194,153

※一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策に係る費用

(単位：千円)

経常収益	内訳	合計
経常業務収益		
業務収益		1,862,305
自己収入	1,061,687	
その他の業務収益	800,617	
経常収益合計		1,862,305

出所：川口市資料を加工

エ 資産・負債一覧

資産・負債一覧とは、一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産及び負債の状況を整理して表したもので、当該資産及び負債を把握し管理することで、資産の有効活用の他、資産の更新や修繕の計画的な実施などに役立てることができる。

平成30年度の資産・負債一覧は以下のとおりである。

(単位：千円)

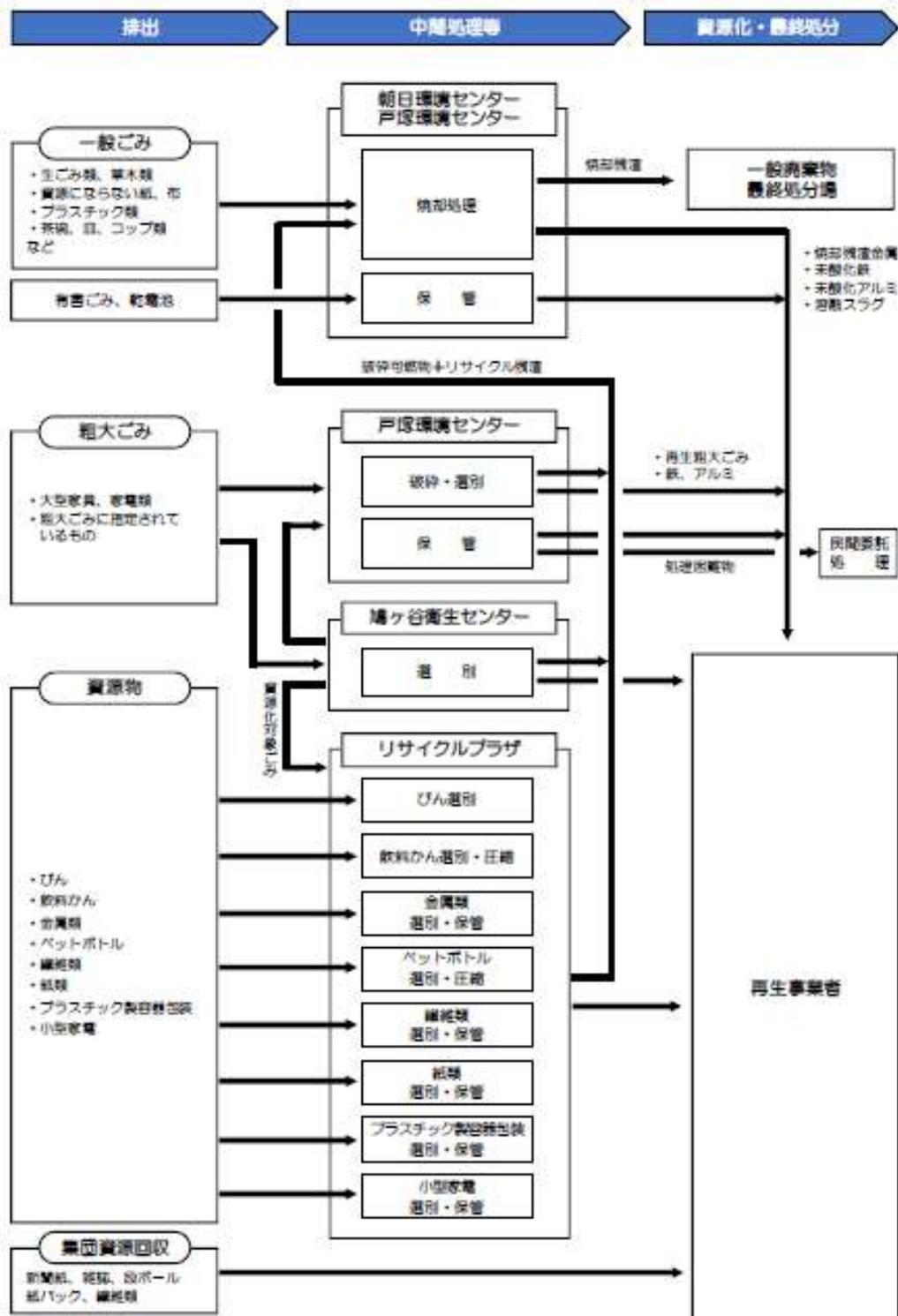
(資産の部)	部門内訳	合計
金融資産		—
非金融資産		37,354,063
有形固定資産		37,354,063
収集運搬部門	2,145,918	
中間処理部門	48,203,438	

最終処分部門	—	
資源化部門	11,826,010	
管理部門	66,605	
減価償却累計額	△24,887,909	
資産合計		37,354,063
(負債の部)	内訳	合計
流動負債		—
非流動負債		1,017,162
地方債(長期)	1,017,162	
負債合計		1,017,162

出所：川口市資料

3 ごみ処理の流れ

市のごみ処理フローは下図のとおりである。



出所：第7次川口市一般廃棄物処理基本計画 P. 27

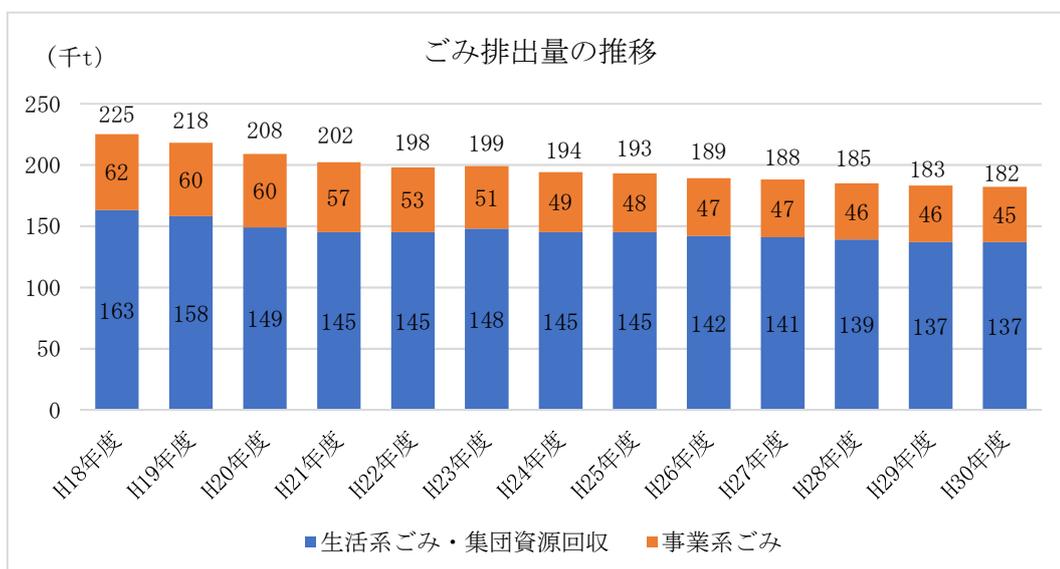
4 ごみの排出状況（各種データ）

（1）ごみの排出量の実績

平成 30 年度の排出量は、生活系ごみ・集団資源回収が 137 千トン、事業系ごみが 45 千トンで、合計 182 千トンとなっている。

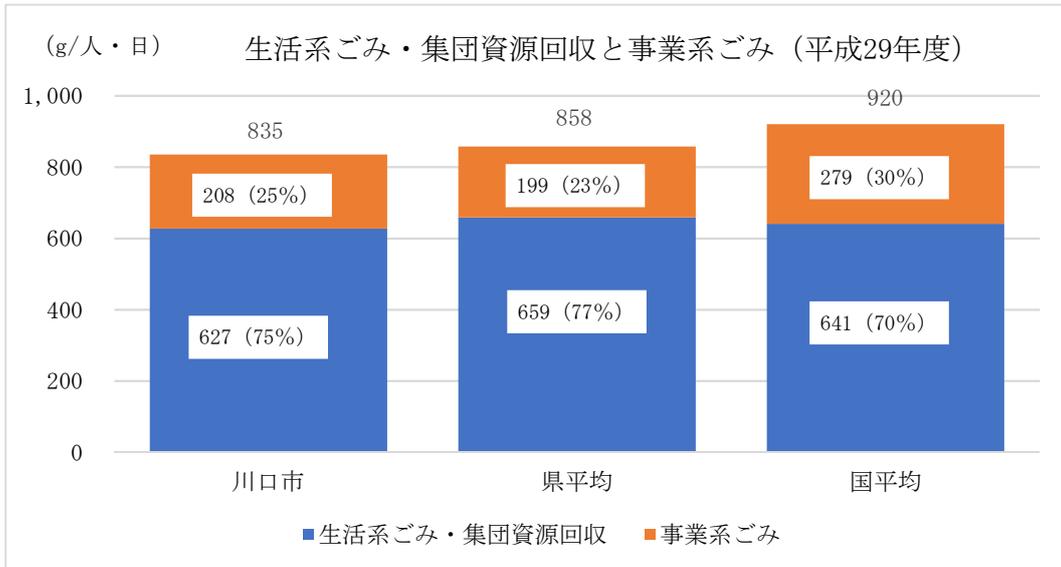
生活系ごみ量・集団資源回収量は、平成 18 年度の 163 千トンをピークに減少傾向を示し、平成 23 年度に一時的に増加したものの、その後は順調に減少を続け、平成 30 年度には 137 千トンとなっている。

事業系ごみ量は、平成 18 年度の 62 千トンをピークに減少し、平成 30 年度には 45 千トンとなっているものの、近年は減少傾向が低下し、横ばいになっている。



出所：川口市資料を加工

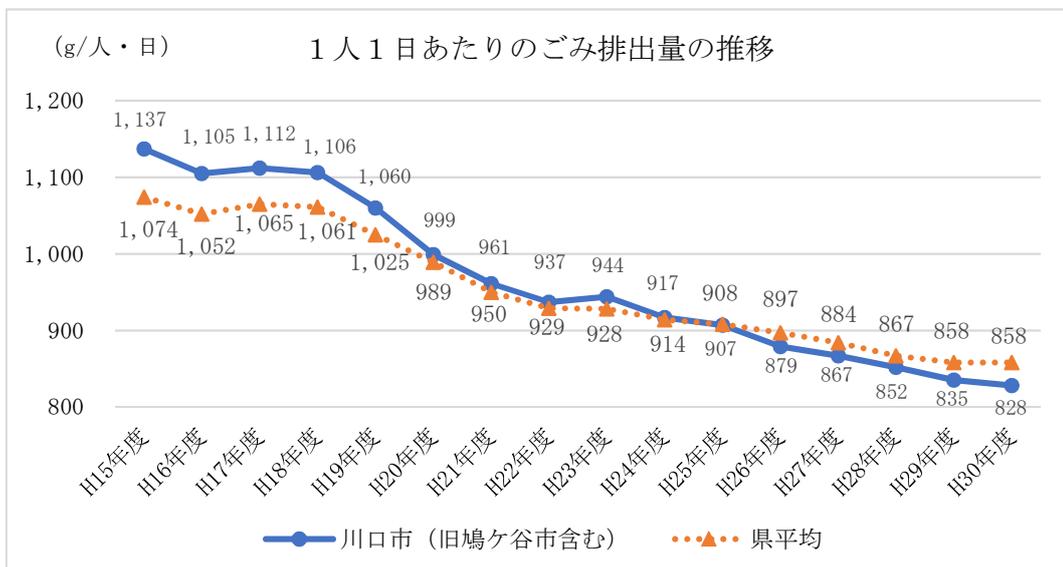
平成 29 年度の市の生活系ごみ・集団資源回収と事業系ごみの構成比は、生活系ごみ・集団資源回収 75%、事業系ごみ 25%である。事業系ごみの割合について、市は、国平均 30%より 5%低く、埼玉県平均 23%より 2%高い値となっている。



出所：川口市資料を加工

(2) 1人1日あたりのごみ排出量

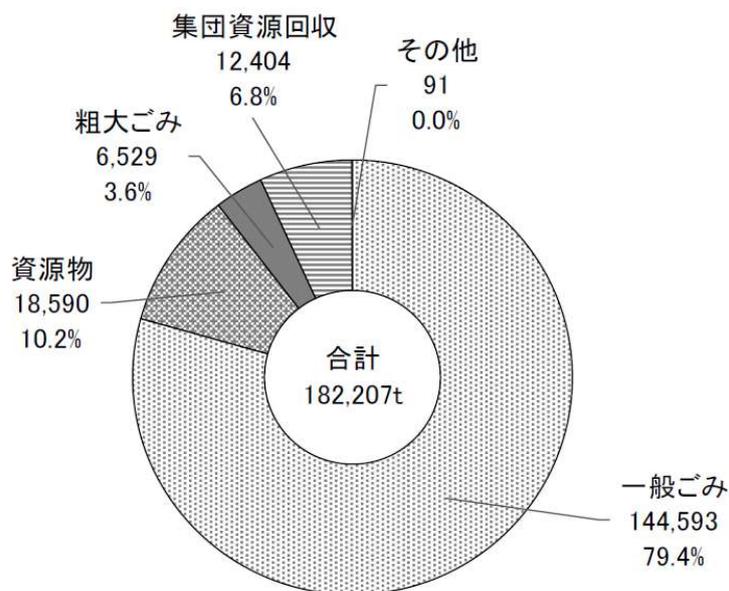
市の1人1日あたりのごみ排出量は、平成19年度までは埼玉県の平均を上回っていたが、その後は埼玉県の平均と同等の水準で減少を続け、平成26年度以降は埼玉県の平均を下回る水準となっている。



出所：川口市資料及び一般廃棄物処理実態調査（環境省、平成30年度）を加工

(3) 種類別ごみ排出量

平成30年度の市の種類別ごみ排出量は、一般ごみが最も多く144,593トン(79.4%)、次いで資源物18,590トン(10.2%)、集団資源回収12,404トン(6.8%)、粗大ごみが6,529トン(3.6%)となっている。



出所：川口市資料

(4) 1人1日あたりの生活系ごみ排出量・集団資源回収量

平成30年度の1人1日あたりの生活系ごみ排出量・集団資源回収量について、市は624g/人・日であるのに対し、埼玉県平均は659g/人・日、国平均は638g/人・日となっており、埼玉県平均より5.3%、国平均より2.2%低い値となっている。

(平成30年度)

項目	単位	川口市	埼玉県平均	国平均
総人口	人	603,093	7,370,621	127,438,270
生活系ごみ排出量・ 集団資源回収量	t/年	137,421	1,771,794	29,673,333
1人1日あたり排出量	g/人・日	624	659	638

出所：一般廃棄物処理実態調査（環境省、平成30年度）を加工

(5) 1事業所あたりの事業所系ごみ排出量

平成28年度の1事業所あたりの事業所系ごみ排出量について、川口市は1事業所あたり2,209kg/年であるのに対し、埼玉県平均は2,228kg/年、国平均は2,432kg/年となっており、埼玉県平均より0.9%、国平均より9.2%低い値となっている。また、従業員1人1日あたりの排出量で見ると、埼玉県平均より23.2%、国平均より12.1%高くなっている。

(平成 28 年度)

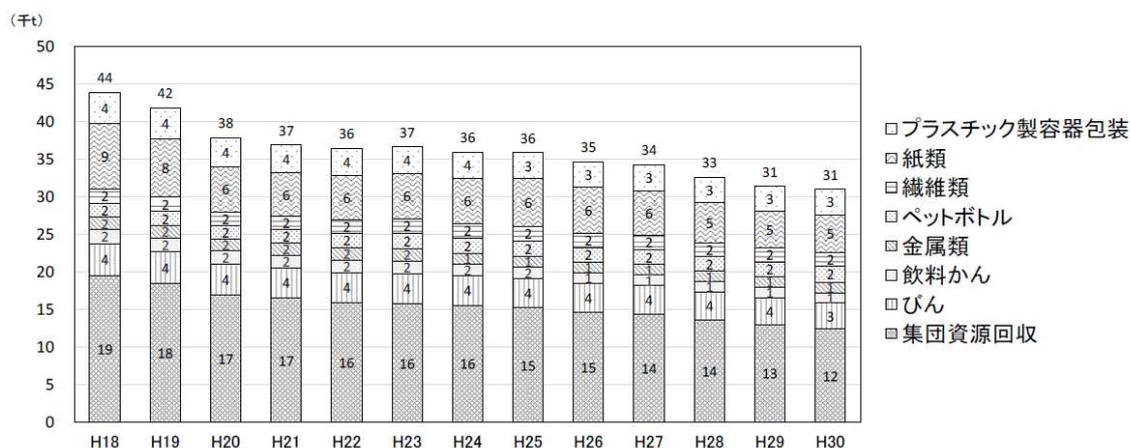
項目	単位	川口市	埼玉県平均	国平均
事業所数	事業所	20,853	240,542	5,340,783
従業員数	人	179,695	2,575,544	56,872,826
事業系ごみ排出量	t/年	46,056	535,951	12,988,057
1事業所あたり排出量	kg/事業所・年	2,209	2,228	2,432
従業員1人1日あたり排出量	g/人・日	702	570	626

出所：川口市資料

(6) 資源物排出量

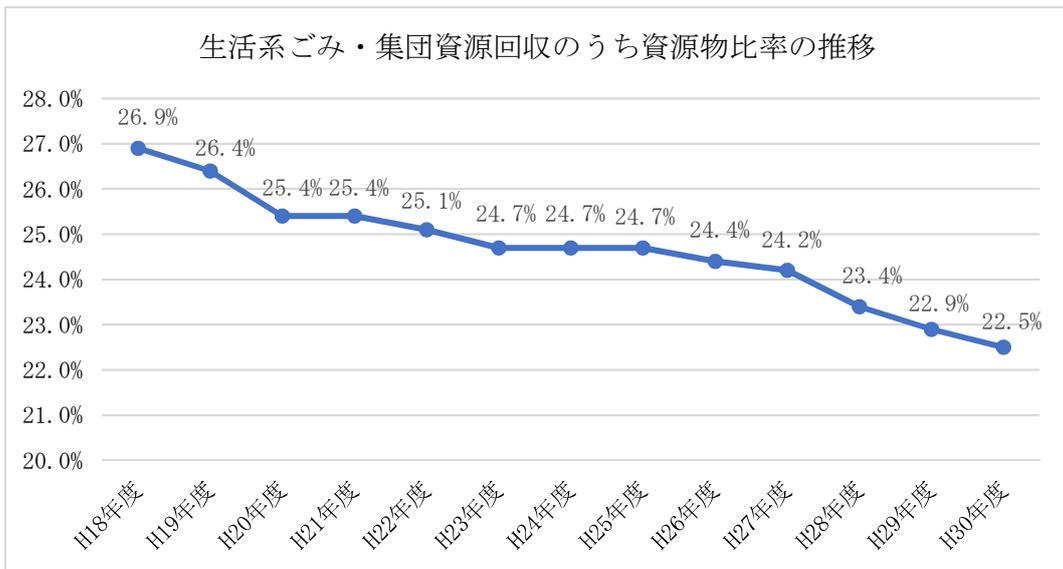
資源物の排出量（集団資源回収を含む）は、徐々に減少傾向にあり、平成30年度は約31千トンとなっている。

資源物排出量の推移



出所：川口市資料

排出量全体に占める資源物比率の推移は、生活系ごみ・集団資源回収については、平成18年度の26.9%をピークに減少を続け、平成30年度は22.5%となっており、この12年間で4.4%減少している。事業系ごみについては、0.0%~0.2%の間で推移しており、非常に低い比率となっている。



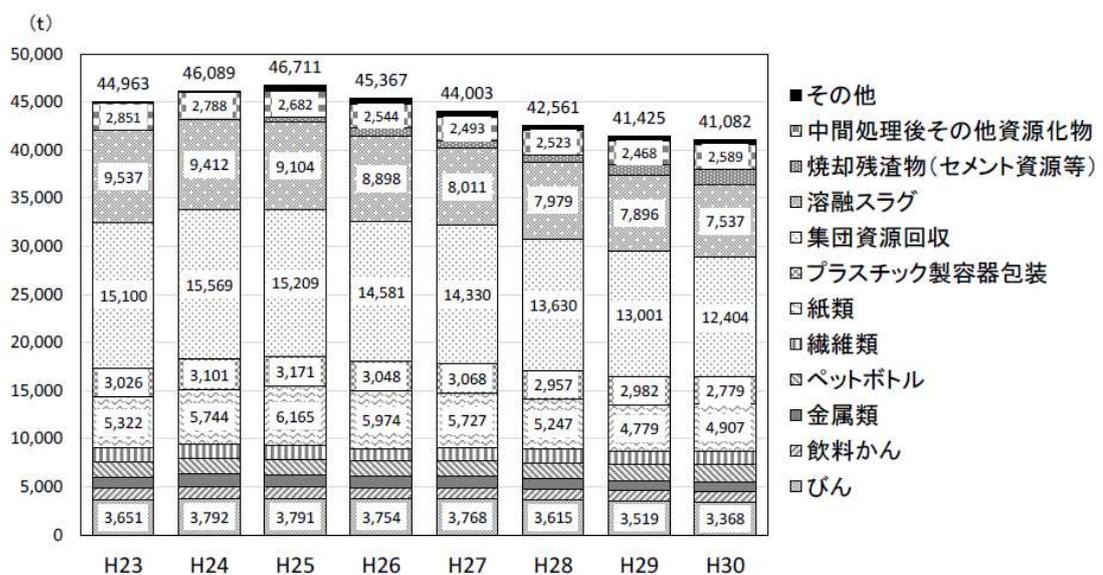
出所：川口市資料を加工

5 資源化の状況（各種データ）

(1) 資源化物量の推移

中間処理後の資源化も含めた、最終的な資源化量の推移は下図のとおりである。資源化量は平成 25 年度をピークに減少し、平成 30 年度は約 41 千トンであり、平成 25 年度から 5 年間で約 12%減少した。その内訳は、集団資源回収が約 12 千トン、熔融スラグが約 8 千トン、紙類が約 5 千トンであり、いずれも平成 25 年度に対して 17%～20%減となっている。

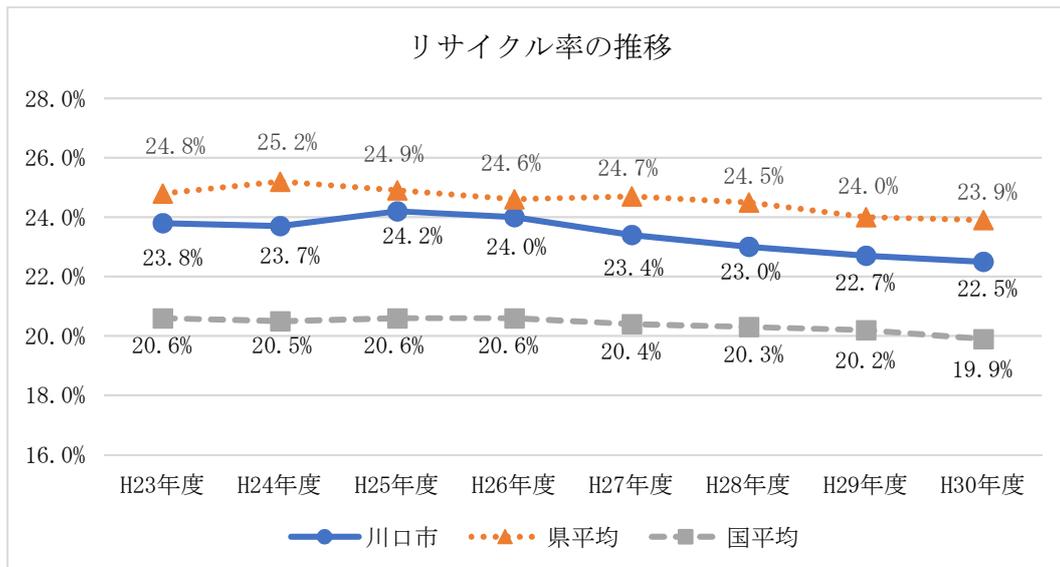
資源化物量の推移



出所：川口市資料

(2) リサイクル率の推移

川口市の平成 30 年度のリサイクル率 22.5%は、国平均を 2.6%上回っているが、埼玉県平均を 1.4%下回っている。また、市のリサイクル率の推移は、平成 25 年度の 24.2%をピークに減少を続け、平成 30 年度は 22.5%となっており、この 5 年間で 1.7%減少している。

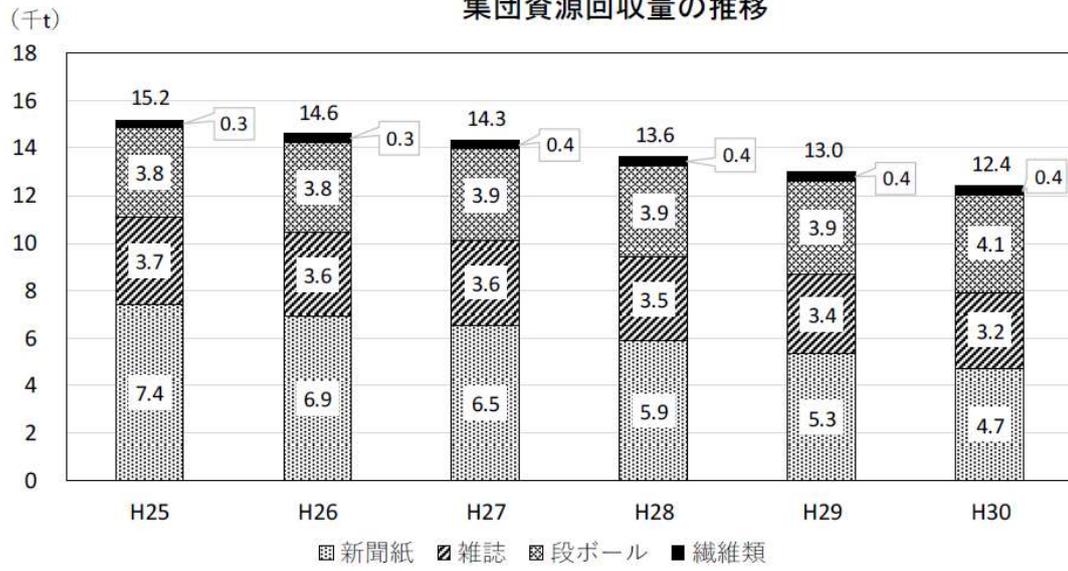


出所：川口市資料、一般廃棄物処理実態調査（環境省、平成 30 年度）、日本の廃棄物処理（環境省、平成 30 年度）

(3) 集団資源回収量の推移

集団資源回収量の平成 30 年度実績は、新聞紙が 4.7 千トン、雑誌が 3.2 千トン、段ボールが 4.1 千トン、合計 12.4 千トンである。特に新聞紙の減少が著しく、平成 25 年度対比で約 36%減少している。

集団資源回収量の推移



出所：川口市資料

第2章 監査の結果と意見

1 総括

本報告書の各項目の中に記載されている「指摘」及び「意見」について一表にまとめたものが後述の「2 個別の指摘及び意見」である。その内容は概ね

- ・一般廃棄物処理基本計画の目標値の設定そのものに関するもの
- ・達成目標の点検・評価、計画の周知等に関するもの
- ・中間施設の管理に関するもの
- ・契約に関するもの

の4点に集約できる。

(1) 一般廃棄物処理基本計画の目標値の設定そのものについて

本文に記載した通り、第6次と第7次の一般廃棄物処理基本計画に掲げられた目標値の中には、その算出方法が妥当なのか、合理的な根拠に基づき設定されているのか、また、有用なものとなっているのか、疑念を抱かざるを得ないものがある。実績値についての分析が不十分なまま目標値が定められており、目標値自体も実現可能とは言い難い理想的なものとなっている。

目標値の在り方・算出方法等については是非とも再考いただきたい。

(2) 達成目標の点検・評価、計画の周知等について

一般廃棄物処理基本計画の各種施策（取組）には詳細化、数値化できるものが多数あるにもかかわらず、詳細化、数値化されていない。これでは、その達成度を適切に評価できないのではないかと。第6次計画をPDCAサイクルに基づき適切に点検評価し、その結果を踏まえて第7次計画が策定されなければ、効果的な進行管理は望めず、計画自体が形だけのものになってしまうであろう。時間と手間をかけて計画を策定する以上は、真に廃棄物の減量化や適正処理の推進に役立つものとなるようにすべきである。第7次計画の見直しの際には、是非とも施策内容を詳細化、数値化していただきたい。

また、川口市災害廃棄物処理計画の内容が各中間処理施設をはじめとする環境部内で周知徹底されていないという印象を受けた。速やかにその原因を究明し、環境部内の各課、各中間処理施設が連携して初動対応できるよう、環境部内で定期的な研修を行うなど、今一度災害廃棄物処理計画の周知・徹底と理解度向上に努力していただきたい。さらに、災害発生に備えた事前対策について早急に検討願いたい。

(3) 中間処理施設の管理について

中間処理の4施設（戸塚環境センター、朝日環境センター、リサイクルプラザ）

ラザ、鳩ヶ谷衛生センター)についても監査を実施した。検討項目は、各施設に対する各種規制や稼働状況を把握するとともに、鳩ヶ谷衛生センターを除く3施設については、戸塚環境センター及び朝日環境センターを中心に書類のみならず現物の管理状況についても確認した。

具体的には施設の運営、維持管理の状況を検討するために、現金、未収入金、施設の運転・点検整備の計画と実施状況、アセットマネジメント、固定資産・物品の管理、委託費、安全対策・危機管理等について確認した。

その結果、一部書類の保管や決裁、現物の管理などについて不備が見られた。

なお、委託費、修繕・工事に関する契約については次の(4)に別掲する。

(4) 契約について

各中間処理施設の契約事務について指摘した内容は概ね以下の通りであり、ほぼ各施設共通のものと考えている。

- ・指名競争入札を選択する場合の理由を記載していただきたい。
- ・指名競争入札において、入札の体裁を整えているだけとの印象を受けた事案が散見された。入札を実施する以上は、競争性が確保された実効性ある入札となるよう努められたい。それが不可能なら別の契約方法も視野に入れるべきである。
- ・予定価格の在り方、積算の仕方を見直すとともに、予定価格の決定過程・経緯を明確にしていきたい。予定価格を参考見積書に基づいて積算する場合には、競争性の担保及び予定価格の根拠を明確化するため、その予算積算時において複数者から内訳書を付した見積書を徴して保存すべきである。
- ・長期継続契約に該当するものは、ガイドラインに従って事務を執行すべきである。
- ・一者随意契約とする理由を詳細に記載していただきたい。
- ・変更契約書は適切に保管されたい。
- ・補修工事契約・更新工事契約の必要な理由を予算執行同等の決裁文書に記載されたい、など。

以上の(1)～(4)を踏まえた上で、以下に記載する個別の指摘及び意見に対応されたい。

今年度は包括外部監査を担当させていただいて3年目となる。各年度テーマは異なるが共通の課題が2点認められ、これは市全体の問題であるとの印象を受けたので、3年間の集大成としてこれについて述べたい。

1点目は、基本施策、計画、マニュアル等の作成についてである。市では様々な基本施策、計画、マニュアル等を作成しているが内容を十分に吟味しないまま作成していること、それが関係部・課に十分に周知されていないこと、計画に関してはPDCAサイクルが機能せず、各施策の効果検証がなされていないか、検証が不十分なことである。このうち関係部・課への周知については、いわゆる縦割りの弊害ではないかと考えている。

2点目は、市の施設における内部管理についてである。各年度市の施設の現地調査を行ったが、施設内部の管理、例えば、書類の保管や決裁、現金や物品の管理などにおいて改善が必要な点が多々認められた。管理の在り方そのものを今一度検討すべきとの印象は3年間通じての共通のものである。特に物品購入、修繕工事や委託費などの契約関係の事務手続きについては多くの課題が検出された。これらの課題は全庁的に共通のものと考えられるので、契約の在り方を含めて市をあげて検討し、法令に対する準拠性及び競争入札の実効性の確保に努めていただきたい。

市は、この3年間の「指摘」に対して速やかに措置を講じていただくとともに、「意見」についても是非参考にしていただき、全庁的な改善に取り組んでいただくことを切に望むところである。

2 個別の指摘及び意見

監査の結果及び意見		掲載 頁数
【指摘1】	「処理経費の削減」を課題に戻すべきである。	57
	人口50万人以上の中核市及び全中核市平均との比較検討により、川口市の1人当たり処理経費のレベルは決して低くないということが検証された。このような事実があるにもかかわらず、なぜ第7次計画で取り組むべき課題から削除されたのか疑問である。 抽出した中核市7つのうち、1人当たり処理経費が1万円未満の市は4つで、半数を超えている。その4市の平均は8,701円であり、川口市の数値との差は3,127円もあり、割合としては26.4%も低いのである。このような結果がある一方で、各自治体のごみ処理方法が違うことから、単純には比較できないという点に配慮して、全中核市60市の平均(10,535円)と比較してみると、川口市の数値より1,293円低く、割合としては10.9%低いという結果だった。つまり、川口市の数値はまだ改善の余地があるということである。 ごみ処理はコストのかかる事業である。コストをかければ、かけただけごみの量を減らすことができる。しかし、市の財政は無尽蔵ではない。市民の貴重な税金を財源として実施している事業であることから、出来るだけ少ないコストで、より大きな効果を得られるよう工夫する必要がある。そのためにも、経費に関する項目を課題に加えることはとても重要であり、さらに市が目指すべき1人当たり処理経費を数値目標として掲げることも必要と考える。	
【指摘2】	算出方法は、事実を正確に記載すべきである。	
	算出方法は正確に記載されていることが前提になって、その後の施策などの判断が	61

なされる。しかし、算出方法が正確に記載されていなかったことで、川口市廃棄物対策審議会での結論が変わった可能性も否定できない。正確な記載は基本中の基本であり、事実を正確に記載すべきである。		
【指摘 3】	十分な期間の実績データに基づき、将来予測をするべきである。	
	将来予測の根拠となる実績データは、傾向を適切に把握できるように十分な期間を取るべきである。過去データから傾向が適切に把握できない場合に、より短い期間を対象にして無理矢理に傾向を捉えたことにすることは不適切な手法であり、より長い期間の実績データを使用して傾向を把握するべきである。	61
【指摘 4】	トレンド推定式の決定は背景を考慮するべきであり、また、統計的な分析手法は正しく用いるべきである。	
	トレンド推定式の決定にあたっては、実績の増減にある背景を把握し、一時的な性質なのか、将来も継続する性質なのかを検討するべきである。また、統計的な分析手法が適切に用いられていない点が非常に目立つため、十分に理解を深めたうえで正しく用いるべきである。	62
【指摘 5】	目標値は合理的な根拠に基づき設定するべきである。	
	目標値は、過去からの実績に基づいて算出したトレンド予測値に対し、施策の効果を合理的に反映させることで、達成すべき水準として設定するべきである。	68 119
	目標値は、市の施策による効果を積み上げる等、合理的な根拠に基づいて設定するべきである。また、施策により比較的出やすい効果が初期に出てしまって、徐々に効果が出にくくなる逓減についても検討するべきである。 しかし、食品ロス量に関する市の目標設定方法は、基準年度である令和元年度実績（78g/人・日）を中間目標年度（令和6年度）までに全国平均値（63g/人・日）に減少させ、その減少幅（ $\Delta 15\text{g/人}\cdot\text{日}=3\text{g/人}\cdot\text{日}\times 5\text{年}$ ）がそのまま継続するとの思惑で、最終目標年度（令和11年度）の目標値を48g/人・日（ $63\text{g/人}\cdot\text{日}-15\text{g/人}\cdot\text{日}$ ）と設定している。 そもそも、市の現状が全国平均よりも24%も多いのであるから、それを5年で一気に全国平均まで減少させることはかなりの困難を伴うはずである。単なる目標で終わらせないためにも、具体的な施策の効果に基づく目標とすべきであるし、さらに、食品ロス量に関するデータ収集のための体制づくりも十分でないことから、その体制構築も課題となる。 なお、第7次計画の策定時点では、令和元年度に実施した分のデータしかなかったことから、食品ロス量に関するデータを収集する体制構築と合わせて、以下の対応策を検討するべきである。 ・他市で実施する食品ロスの調査結果を参考にすることで、参考値としてのデータ量を増やす。 さらに、食品ロスの削減に関しては、第7次計画の重点プロジェクトの一つとして掲げられている。その取り組みとして、市が主催するイベントにおいて家庭で余った食品を持ち寄るフードドライブの実施の検討や、市民に対する食品ロスの啓発を行うほか、国が策定する基本方針に基づく食品ロス削減計画の策定や、環境部広報紙PRESS530及び市ホームページ等で食品ロスの少ない調理方法及びレシピの紹介等の情報提供を進めるとしている。このような取り組みを予定しているのであればなおさら、これら取り組みの効果を目標に反映させるべきである。	135
【指摘 6】	他市との比較は分析・検討が重要であり、有効性ある施策に繋げるべきである。	
	他市との比較は、並べることが目的ではなく、優れている点、劣っている点について相対的に比較分析することが重要である。特に、1人1日あたりのごみ排出量が中核市の中で4位であることから、他市に比べて何が優れていたためにこの結果が得られたのかについて、その要因分析をするべきである。そうすることが、今後もこの位置を維持するためには必須事項と考える。	77

	<p>また、他市に比べて足りていない点は少ないかもしれないが、それでも、敢えてその点を把握・検討するべきである。そして、その結果を今後の新たな施策に反映させることで、さらにより効果ある施策になるはずである。</p>	
	<p>平成 29 年度の川口市のリサイクル率 (22.4%) は、中核市の中で 9 位であり、中核市の平均 (17.6%) から約 5 ポイント上回っている。リサイクル率に関しては国による定義が 2 種類あり、もう一つの定義によると、市の実績は 22.7% であり、中核市の中で 12 位であり、2 種類の定義においても市は健闘していると言える。</p> <p>しかし、市の目標値は、あくまでも中間目標値が 26.6% であり、最終目標値は 30% である。他市と比較した場合に中核市平均を上回っており、上位に位置しているとしても、市の目標からは大きく下回っているのが実状である。その現実を直視すれば、他市との比較については、比較のみに留めておくのではなく、他市の優れている点を積極的に取り入れるべきである。</p> <p>上表を見ると分かるように、中核市の中でも倉敷市、福山市、下関市、八王子市、横須賀市のリサイクル率が、全体の趨勢から飛び抜けており、川口市が目標としている 30% を既に達成しているのである。実績値としてこのような値が出るということは、川口市とは違うリサイクルの方法を採用しているか、又は明らかに他市とは違う特別な工夫をしているかのどちらかである。リサイクルの方法が、川口市とは全く違う方法であり、参考にならないものであれば仕方がない。しかし、川口市でも採用可能な工夫であれば、その工夫が何なのかについて、公開されている情報から入手するべきであるし、もしも公開されていないのであれば、直接訪問して教えを乞う等の努力をするべきである。</p>	106
	<p>市の平成 29 年度の最終処分率 (3.7%) は、中核市の平均値 (8.9%) と比較すると半分未満の低い値であり、八王子市を除く中核市 47 市と比較して 8 位と上位に位置している。しかし、市の第 7 次計画の目標として、3.5% の最終処分率を目指すことと表明していることから、その目標達成のためには、更なる創意工夫を重ねる必要がある。</p> <p>川口市は中核市と比較して 8 位に位置してはいるが、その上にはさらに低い値の実績値を持つ 7 つの市があるわけだから、それら上位の市との比較分析または情報収集は重要である。このような行動により自らの改善可能な点を把握することで、有効性のある施策に繋げるべきである。</p>	132
【指摘 7】	達成する見込みのない数値を目標値にするべきではない。	
	<p>目標とは、行動を進めるにあたって実現・達成をめざす水準のことである。実績値からして明らかに達成できないような数値を目標値と定めることは、目標の意味を満たしておらず不適切である。また、過去の計画においても全く同じ数値を目標値として定めて結果として大幅な未達成であったにも関わらず、劇的に改善する施策もないまま、実態から大きくかけ離れた目標値に固執することは PDCA の観点からも不適切である。</p>	97
	<p>目標とは、行動を進めるにあたって実現・達成をめざす水準のことである。実績値からして明らかに達成できないような目標値は理想目標であって、目標の意味を満たしておらず不適切である。</p> <p>第 6 次計画では、中間目標値及び最終目標値ともに未達成だったことから、その中間目標値であった 30% を第 7 次計画の最終目標値に設定し、再度チャレンジすると宣言している。しかし、第 6 次計画で大幅な未達成であったにも関わらず、第 7 次計画において、劇的に改善する施策もないまま、実態から大きくかけ離れた目標値に固執することは、何のための計画、何のための目標なのかと疑問を抱かざるをえない。</p>	104
【指摘 8】	用語は正確に使うとともに、定義を明確にするべきである。	
	用語の定義を正確に使うように意識を高めるべきである。また、用語の定義は、最初か最後のページでまとめるなど、書き方の工夫をするべきである。	104
【指摘 9】	数値目標はコストの観点も設定するとともに、税金の有効活用に努めるべきである。	138

<p>数値目標はコストの観点についても設定し、費用対効果を明確にするべきである。また、税金が有効に活用されているとは言えない現状を改善できるように、より効率的な運営に繋がる施策を検討するべきである。そのためには、費用対効果で上位の市との比較分析または情報収集が重要である。このような行動により自らの改善可能な点を把握することで、有効性のある施策に繋げるべきである。</p>		
【指摘 10】	<p>環境省から公表されている本市のデータを所管課は把握するべきである。</p>	
	<p>環境省から公表されている川口市のデータについて、所管課が把握していないのは問題である。今回指摘のデータに限らず、川口市に関するデータ全般について、所管課は十分に把握しておくべきである。</p>	139
【指摘 11】	<p>エコリサイクル推進事業所の認定事業者数を増加させる施策を取るべきである。</p>	
	<p>市内の事業所数は約 20,000 程度ある中で、エコリサイクル推進事業所数はわずか 138 にとどまり、さらに直近 5 年間で減少し続けている。この背景にある理由として、①エコリサイクル推進事業所への応募登録を事業者の自主性に委ねていて、市が積極的に働きかけていないこと、②エコリサイクル推進事業所に認定されることのメリットの乏しさ、の 2 点が考えられる。</p> <p>このままでは、エコリサイクル推進事業所制度の存続に疑義が生じることになる。現状を打破するために、第 8 次計画の策定を待たずに、エコリサイクル推進事業所数を増加させる具体的な施策を立案し、早急に行動に移すべきである。</p>	145
【指摘 12】	<p>計画に織り込んだことは計画に従い実施するべきである。</p>	
	<p>取組(11)のモデル地区における紙類の行政による廃止、取組(12)のオフィス町内会などの再資源化システムの検討について、いずれも検討に至らなかった。第 6 次基本計画において、施策として掲げたことは、計画に従い実施するべきである。</p>	151
【指摘 13】	<p>川口市災害廃棄物処理計画の部内における周知徹底</p>	
	<p>各中間処理施設では川口市災害廃棄物処理計画の内容が周知されていない。災害廃棄物処理計画はあるものの、策定しただけになっている印象を受けた。この状況で環境部内の各課、中間処理施設が連携して発災時に適切な初動対応ができるのか疑問である。災害廃棄物処理計画の周知を図り理解度を高めるために、環境部の職員全員に対して定期的に研修等を実施すべきである。</p>	165
【指摘 14】	<p>災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応手順及び平時の事前検討事項について早急に再検討すべきである。</p>	
	<p>現在の「川口市災害廃棄物処理計画」は、初動対応及び平時の事前検討事項の点において、十分な水準に達していない。</p> <p>近年、全国的に災害が多発している状況を考えると、本市が被災しない保証はなく、仮に市が災害に見舞われた場合、市は過去の被災地の事例を踏まえ、事前準備に基づいた迅速かつ適切な初動対応が求められる。</p> <p>災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応手順及び平時の事前検討事項について、早急に再検討すべきである。</p>	166
【指摘 15】	<p>一般廃棄物処理基本計画における施策内容の詳細化及び数値化の必要性</p>	
	<p>一般廃棄物処理基本計画の施策には、詳細化、数値化されたものがない。誰でも実施すべきことを認識でき、その進捗状況を容易に確認できる環境になれば、改善活動による課題の解決、数値目標の達成は難しい。</p> <p>第 7 次計画では、計画の進行管理について、点検・評価・計画の見直しを PDCA サイクルに基づいて実施する旨の記載があるが、施策が詳細化、数値化されていないのに点検・評価ができるのか疑問である。第 7 次計画の見直しの際には、施策内容を詳細化、数値化すべきである。</p>	167

【指摘 16】	長期休業中における入浴券購入用自動販売機のつり銭の管理方法を改めるべきである。	
	厚生会館がコロナ禍により長期休業中である場合、館内に設置された入浴券購入用自動販売機は稼働しないため、自動販売機内に現金を入れた状態で放置されている状況は、盗難防止の観点から好ましくない。 自動販売機のつり銭は、盗難防止の観点から、長期間休業中であれば、銀行に預け入れるという運用が一般的である。自動販売機のつり銭の管理方法を改めるべきである。	177
【指摘 17】	現金管理に関連する鍵の保管の厳格化を図るべきである。	
	現金が保管されている金庫や自動販売機の鍵については、業務時間中・時間外に限らず、盗難防止の観点から現金管理者が施錠できる場所に鍵をかけて保管しておくべきである。	177
【指摘 18】	内容不明金および拾得金の管理方法を明確化し、適切な運用を図るべきである。	
	現金実査により、金庫内に長期間保管されている内容不明の現金、拾得金が発見された。内容不明の現金が長期間金庫に保管されている状態は好ましくなく、盗難のリスクへの対応や警察への届出等が必要になるケースも考えられる。内容不明金および拾得物の管理方法を明確化し、適切な運用を図るべきである。	179
	小動物への焼香銭と思われるお金が大金庫の中に保管されていたが、現状としては簿外資金となっている。雑入として市の歳入に計上するのが望ましい。また、未使用の機の引出しに、不明金として 2,546 円が保管されていた。このお金は、平成 24 年度以降における不明金で、最終日付から既に 6 年が経過していることから、雑入として市の歳入に計上するべきである。 ごみの中から発見したものとして、100 円（1 円が 100 枚）が保管されていた。一時的に環境センターで保管するとしても、拾得物として警察に届け出るべきものと思料する。	220
【指摘 19】	金庫の管理運用方法を見直すべきである。	
	金庫の鍵は、施錠とダイヤルの二重構造となっているが、ダイヤル式の鍵は、ダイヤルが動かないようにテープで固定されていた。金庫が開錠できる者を限定し盗難防止のために二重に施錠する構造になっていることを考えれば、テープでダイヤルを固定することは、金庫の管理が緩いことを露呈させる行為であり、盗難リスクを高める。盗難リスクを考慮し、ダイヤル式金庫の利用及び使用方法を見直すべきである。	180
【指摘 20】	不要な備品は管理の効率性の観点から速やかに除却すべきである。	
	過去使用実績がなく、今後も使用の見込みがない重要物品が検出された。不要な備品は管理の効率性の観点から速やかに除却すべきである。	187
【指摘 21】	備品受払簿を網羅的に作成すべきである。	
	戸塚環境センターの現地調査において、備品受払簿に掲載されていない備品、入手経緯が不明な備品、旧様式の備品管理シールが添付され備品受払簿と照合できない備品が発見された。備品受払簿は、行政の財産管理の基本となるため、備品受払簿は網羅的に作成すべきである。	189
【指摘 22】	指名競争入札を選択する根拠を地方自治法施行令第 167 条第 1～3 号に求める場合の理由を明確化し、資料の保存を図るべきである。	
	原則的な入札の方式は一般競争入札であることから、指名競争入札を選択するには相応の理由が必要である。しかし、指名競争入札を適用した理由を記載した資料が残されていなかった。この点については、他の中間処理施設も同じである。適正な入札事務を担保すべく、指名競争入札を適用した理由について記載した資料を作成し、保管すべきである。	205

【指摘 23】	実効性のある競争入札	
<p>指名競争入札の意義は、地方公共団体が、資力、信用その他について適切と認める特定多数を通知によって指名し、その特定の参加者を入札で競争させることにより、経費等を削減し、不良・不適事業者を排除することにある。しかし、市が複数の業者を指名しても、落札業者以外の業者がすべて辞退するような状況が散見された。これでは競争入札にする意味はなく、実質的に一者随意契約と同等である。</p> <p>指名競争入札としての実効性が期待できない状況が認められるのであれば、まずはその原因を調査し、解決方法を探ったうえで、指名競争入札によることが困難との結論に至った場合は、別の契約方法を検討すべきであろう。</p> <p>ただし、他者の参入余地が少しでもある場合には、原則どおり競争入札を実施し、また、安易に辞退を継続する業者に対しては、市の指名業者から外す等入札辞退者が出ないように対策を講じるべきである。</p> <p>このような対応を徹底することで、実効性のある競争入札が実現できるものと考え</p>		205
<p>朝日環境センターで抽出した6件の修繕・補修工事の契約形態は全て指名競争入札だったが、どの入札においても落札者以外の指名業者は全て辞退していた。つまり、指名競争入札の形態であったとしても、実質的には一者随意契約と同じだったということである。</p> <p>指名競争入札としての実効性が期待できない状況が認められるのであれば、まずはその原因を調査し、解決方法を探ったうえで、指名競争入札によることが困難との結論に至った場合は、別の契約方法を検討すべきであろう。</p> <p>ただし、他者の参入余地が少しでもある場合には、原則どおり競争入札を実施し、また、安易に辞退を継続する業者に対しては、市の指名業者から外す等入札辞退者が出ないように対策を講じるべきである。</p> <p>このような対応を徹底することで、実効性のある競争入札が実現できるものと考え</p>		248
<p>指名競争入札において、指名業者の入札辞退が散見される。指名業者数は、川口市工事請負業者指名選定基準で設計金額に応じて定められているが、辞退者が多くては競争原理が働かず、指名競争入札の効果が得られているとは言い難い。</p> <p>指名競争入札としての実効性が期待できない状況が認められるのであれば、まずはその原因を調査し、解決方法を探ったうえで、指名競争入札によることが困難との結論に至った場合は、別の契約方法を検討すべきであろう。</p> <p>ただし、他者の参入余地が少しでもある場合には、原則どおり競争入札を実施し、また、安易に辞退を継続する業者に対しては、市の指名業者から外す等入札辞退者が出ないように対策を講じるべきである。</p>		272
<p>競争入札は、応札業者が真に受注を目指して価格競争をすることを前提とした制度であり、予定調和的な形だけの入札では意味がない。</p> <p>指名競争入札としての実効性が期待できない状況が認められるのであれば、まずはその原因を調査し、解決方法を探ったうえで、指名競争入札によることが困難との結論に至った場合は、別の契約方法を検討すべきであろう。</p> <p>ただし、他者の参入余地が少しでもある場合には、原則どおり競争入札を実施し、また、安易に辞退を継続する業者に対しては、市の指名業者から外す等入札辞退者が出ないように対策を講じるべきである。</p>		296
【指摘 24】	長期継続契約に該当するものについては、長期継続契約ガイドラインに従って事務を執行すべきである。	
<p>長期継続契約ガイドラインにおいては、予算の執行伺いや仕様書・契約書等に長期継続契約であることを明記するなど、事務執行上の留意点が示されているため、長期継続契約に該当する契約については、当該ガイドラインに従った事務執行を行うべきである。</p>		206

【指摘 25】	一者随意契約理由の詳細な記載	
<p>随意契約は競争原理が働かないことから、みだりに適用することは許されず、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号による場合に認められた契約方法である。そのため、契約者以外の者に履行させることが業務の性質上不可能であることを具体的に十分に説明する必要がある。</p>		206
【指摘 26】	随意契約における見積書の徴取を 2 者以上から徴しない理由	
<p>随意契約ガイドラインでは、一定の競争性を確保する目的で 2 者以上の者からの見積書の徴取による見積り合わせを契約締結の原則とし、例外として川口市契約に関する規則第 16 条の 3 第 1 項に規定する 4 つのケースである場合には見積り合わせを行わずに随意契約ができるものとしている。</p> <p>この点、見積書を 1 者からのみ徴し、2 者以上から徴していない随意契約が散見されたが、その理由が記載された資料を確認することはできなかった。</p> <p>みだりに随意契約の手の原則である見積り合わせが簡素化されることを防ぐため、見積り合わせによらない 1 者見積りによる随意契約を行う際は、記録を残すべきである。</p>		206
【指摘 27】	「契約事務の手引き」の変更内容の周知徹底	
<p>過去の包括外部監査の指摘を受けて、市の「契約事務の手引き」から「川口市では一般競争入札は採用しない」という文言は削除されたが、各中間処理施設では一般競争入札は採用しないと認識されたままである。</p> <p>契約課では、契約事務の手引きの変更内容を改定時に明示しているが、実際の認識や運用に変化が見られないのでは意味がない。契約事務の実務に反映されるよう、手引きの変更はその周知徹底を図るべきである。</p>		207
【指摘 28】	予定価格決定のための資料の保存	
<p>予定価格は、契約担当者の恣意的な裁量を排除して入札の公正性を維持し、適正かつ合理的な積算により入札価格の妥当性の判断基準とするために設定するものである。このような目的をもって設定されるものであるから、ただ単純に予定価格の金額が分かればよいというものではない。</p> <p>予定価格を決定するための資料は契約関連の重要資料であることから、全庁的な取り組みとして保存しておくべきである。</p>		207 249 267
【指摘 29】	災害発生に備えた事前対策	
<p>川口市災害廃棄物処理計画は、市の災害廃棄物に関する基本計画に位置するものであるため、概括的な内容の記載となっている。つまり、災害時のごみ処理施設の緊急点検、災害廃棄物の処理に関しては、チェックリストの例が示されているのみである。</p> <p>そのため、具体的な行動を起こすためには、各ごみ処理施設が自らの施設に合ったマニュアル等を作成する必要がある。しかし、戸塚環境センターでは、そのマニュアルが作成されていなかった。</p> <p>早急に、災害発生時の対応マニュアルを作成するべきである。</p>		209
<p>川口市災害廃棄物処理計画は、市の災害廃棄物に関する基本計画に位置するものであるため、概括的な内容の記載となっている。つまり、災害時のごみ処理施設の緊急点検、災害廃棄物の処理に関しては、チェックリストの例が示されているのみである。そのため、具体的な行動を起こすためには、各ごみ処理施設が自らの施設に合ったマニュアル等を作成する必要があるが、朝日環境センターではそのマニュアルが作成されていなかった。</p> <p>マニュアルは作成されていなかったが、風水害を対象としたタイムラインがあり、これに基づいて行動している。各設備の対応に関しても、手順書を作成し行動している。</p> <p>しかし、災害は風水害のみではなく、地震による災害も含まれることから、早急に災害発生時の対応マニュアルを作成するべきである。</p>		250

	災害発生時においては、想定していない事態も起こりうることから、既に策定済みの環境部風水災害タイムラインや総合防災訓練の対応方法以外に、より大局的な観点からも事前に十分な対策を立てておくべきである。	273
	<p>平時を大きく上回る処理量が生じ、また、初動期には様々な混乱が発生しやすい災害時において、し尿処理は公衆衛生の確保の点から平時にも増して継続的、確実に実施されることが求められるが、鳩ヶ谷衛生センターでは、災害時の初動対応マニュアルが作成されておらず、適切な対応が取れるのか疑問を抱かざるを得ない。</p> <p>災害時は水道が断水し、水洗トイレが使用できない可能性があり、仮設トイレも設置される。また、し尿収集運搬業者と連絡が取れない事態や収集運搬車両の燃料の確保が困難な事態も想定される。こうした状況や危機感を前提として、特に災害時の初動対応のために実効性のあるマニュアルを準備することが必要である。</p>	298
【指摘 30】	委託業者の安全管理・危機管理体制の内容を把握し、災害発生における予防措置や災害発生時の対応に活かすべきである。	209
	戸塚環境センターでは、委託業者における安全管理・危機管理体制の内容が把握されていない。委託業者の安全管理・危機管理体制の内容を把握し、災害発生における予防措置や災害発生時の対応に活かすべきである。	
【指摘 31】	変更契約書の適切な保管	234
	本契約は契約課で締結しており、契約書類の保管先も契約課となる。契約内容の確認のために提示された書類では、変更契約書を確認することができなかった。市の重要書類である変更契約書が確認できないのは、文書管理上問題がある。責任の所在を明確にし、適正に対処するべきである。	
【指摘 32】	防災倉庫の適切な設置場所	234
	<p>災害に備えるために取得した倉庫であるにもかかわらず、設置した場所が川のそばだったために、防災倉庫として使用できないことになってしまった。そのため、現在は倉庫内には融雪パイプ、スコップ及び三角コーン等の備品類を保管しており、防災グッズは建物内に保管している状態である。</p> <p>防災倉庫の使用方法が、当初の目的どおりに活用されているとは言い難い状況であるが、このようなことは購入の計画が出てきた段階で詳細な調査を実施し、その上で適切な設置場所を決定していれば防げたことである。今後は同様のことを繰り返さないように、事前の調査を徹底するべきである。</p>	
【指摘 33】	指名競争入札の根拠条文の誤り	238
	<p>本契約は業務委託契約で、その契約内容は、朝日環境センターの清掃委託である。念のために当該仕様書を確認したところ、一般的な清掃委託業務であり、契約執行伺書に記載されている根拠条文（地方自治法施行令第167条第1号）は誤りである。</p> <p>今後において契約執行伺書を作成する際には、注意して作業に当たるべきである。</p>	
【指摘 34】	競争入札の趣旨が反映する契約	238
	<p>特殊設備の運転又は保守点検と違い、清掃委託業務は競争入札の趣旨が反映しやすい契約である。ところが、平成26年度から平成30年度の5年間を調べた結果、同一の業者が契約業者となっていた。さらに調べた結果、この業者とは平成15年度から契約を継続していることが判明した。当環境センターは平成14年度から稼働しているため、稼働の翌年度から継続して委託契約を締結していることになる。</p> <p>辞退者がほとんどいない競争入札において、なぜ16年間も同一業者が契約業者となったのか、かつ当該業者の契約金額が増加傾向を示すというように、なぜ競争原理が働かないのか、という疑問を生じさせないために、競争入札の趣旨が反映する契約となるように努めるべきである。</p>	
【指摘 35】	一者随意契約における予定価格の設定	247
	本契約に関して予定価格を設定していないことから、予定価格書を作成しなかった理由及び作成しなくてもよい根拠について尋ねたところ、予定価格書を作成しなけれ	

	<p>ばならない規定や根拠は不明との回答であった。ただし、その代替的回答として、競争入札についての予定価格に関する規定（川口市契約に関する規則第 11 条）が提示された。</p> <p>しかしこれは、競争入札では予定価格が必要である旨の説明にはなるが、一者随意契約では必要が無いことの説明にはならない。さらに、他の一者随意契約では予定価格を設定しているが、当該契約では設定していないことの説明にもならない。</p> <p>予定価格は、公正な契約締結のために契約金額を決定する基準として設定するものであることから、一者随意契約であっても設定する必要があると考える。しかし、現状としては、市には明文化されたルールがないため、手引き、ガイドライン等により明文化するべきと考える。</p>	
【指摘 36】	補修工事契約の必要性の明確化	
	<p>設備の補修工事といっても、修繕計画に基づく補修なのか、設備の故障等による緊急補修なのか、理由は様々なはずである。また、定期点検に合わせて補修を行う場合であっても、定期点検の実施により設備に損傷が発見された等の理由があるはずである。</p> <p>以上のことから、補修工事の必要性を明確にするために、予算執行伺書に当該補修工事実施の理由を明記するべきである。</p>	248
【指摘 37】	更新工事契約の必要性の明確化	
	<p>設備の更新工事といっても、計画に基づく更新なのか、設備の故障等による緊急更新なのか、理由は様々なはずである。よって、更新工事の必要性を明確にするために、予算執行伺書に当該更新工事実施の理由を明記するべきである。</p>	248
【指摘 38】	業務検査結果通知書の確認不可	
	<p>本委託業務について関係書類を確認した結果、業務検査結果通知書（案）は確認できたが、原本及び原本の写しを確認することができなかった。これは、原本は受注者に提出するもので市側には残らないということ、さらに全庁的に写しを保存する取り扱いになっていないという理由によるものであった。</p> <p>受注者は、業務検査結果通知書に基づき市に請求してくるわけだが、市は当該請求書の正当性・有効性を検証する必要がある。そのためにも、業務検査結果通知書原本の複製を残しておくか、又は原本の写しを保存しておくべきである。</p>	248
【指摘 39】	環境安全衛生に係る問題点の早期解消	
	<p>令和元年度における指摘事項は 35 件で、そのうち解消したのが 34 件で、残項目は 1 件であった。この残項目は過年度分もあり、平成 24 年度が 1 件、平成 27 年度が 1 件、平成 28 年度が 2 件、平成 29 年度が 2 件、平成 30 年度が 1 件であった。これら残項目は何度も改善を試みているが難易度が高く、現在まで継続的に対策の検討と実施をしているものである。</p> <p>清掃処理施設は危険を伴う職場であることから、事故が発生しないように細心の注意をはらって業務を遂行しているはずである。そうであるからこそ、環境安全衛生パトロールを毎月実施しているわけである。しかし、そこで指摘された報告内容の難易度が高いとはいえ、解消されずに残っているものがあることは留意すべき問題である。早急に対応し、問題の解消に努めるべきである。</p>	249
【指摘 40】	予定価格決定のための十分な吟味検討	
	<p>落札金額、入札回数、落札率等から総合的に判断して、予定価格の妥当性に疑問が残る。予定価格の設定プロセスを再検討し、十分に吟味検討したうえで予定価格を決定すべきである。</p>	267
	<p>予定価格を契約の相手方からの参考見積書のみに基づき積算しているが、1 社の見積書だけではその金額が適正な市場価格を反映したものであるかを判断できない。複数の参考見積書入手し、その内容を十分に吟味検討したうえで予定価格を決定すべきである。</p>	296

【指摘 41】	決裁文書への決裁日付の確実な記入	289
	予算執行伺書に決裁日が記載されておらず、以降の手続きの妥当性を判断できない。決裁日付は確実に記載すべきである。	
【意見 1】	生活系ごみのうち資源ごみの割合を数値目標に。	51 86
	川口市の生活系ごみのうち資源ごみの割合の低下は、川口市に限った傾向ではなく、他の中核市や埼玉県でも同様の傾向を示した。県全体の傾向と同じだから問題ないというわけではなく、市は今後も継続して分別の徹底を図るべきである。特に、川口市の割合が埼玉県の平均割合よりも低いというのは問題である。まずは、県平均を上回ることを目標に、分別の徹底を図るべきと考える。 そして、分別の徹底がリサイクル率を上昇させるという意味で非常に重要なポイントであることから、分別の徹底の推進を市の目標に加え、「生活系ごみのうち資源ごみの割合」の目指すべき割合を数値目標とするべきと考える。	
【意見 2】	事業者への効果的な指導	52
	業者が搬入するごみの展開検査（ダンパーチェック）に基づく受け入れ拒否は、かなりの効果が期待できると思われる。搬入ごみを実際に検査したうえで、搬入禁止物が発見された場合に受け入れを拒否することから、事業者は反論の余地がなく、次回以降の適正な搬入に繋がるはずである。 しかし、このような効果的な取り組みを実施しているにもかかわらず、近年の事業系のごみの減量が横ばいということは、ダンパーチェックによる効果が薄れてきているものと考えられる。強力な取り組みも、最初は大きな効果が得られるが、その効果も徐々に薄れていくということである。そうであれば、その他の取り組みに期待することになるのだが、その他の取り組みとしては、主に減量に関する情報の提供等であり、直接的に減量に繋がる取り組みとはいえない。 事業系ごみの減量が横ばいになっているとはいえ、平成 30 年度で 45 千 t もあることから、まだまだ減量の余地はあるものと考え。今後も事業者への指導強化を継続し、効果的な結果が得られるよう期待する。	
【意見 3】	課題に対する具体的取り組み	53
	本課題への対応として、第 6 次計画及び第 7 次計画ともに、焼却主灰の新たな再資源化の手法を検討する必要があるとしているが、両計画には具体的な取り組みの記載は無かった。 しかし、市に確認したところ、再資源化については、現在ではセメント資源、路盤材資源、再生砕石化及び溶融資源化というように複数の方法を採用し、資源化を推進しているとのことであった。 このような再資源化の方法に関しては、事業者に依拠する部分が大いだが、実際に採用している複数の方法があることから、計画の中で紹介するなどのアピールがあってもよかったものと思料する。	
【意見 4】	課題解決及び目標達成に向けた努力の見える化	54
	市は継続課題として最終処分量の削減に取り組んでいるが、その結果は芳しいものではない。第 6 次中間目標年度から直近までの実績値を見ると、令和元年度の実績値は減少するどころか逆に増加しており、第 6 次中間目標年度の実績値をも上回ってしまっている。 目標値の未達成という問題もあるが、目標値を掲げている以上は、その達成に向けた努力が見える形にするべきである。それは、実績値と目標値との乖離が拡大するのではなく、目標達成の可能性が低いとしても、少なくとも乖離幅が年々縮小していくことである。	
【意見 5】	他市との比較基準は一貫した記載をするべきである。	77
	他市と比較する際に、50 万人以上の都市を基準にした順位を記載していると、読者は川口市の比較基準は 50 万人以上の都市であると誤解する恐れがある。第 8 次計画	

<p>の中では、中核市を比較基準とする一貫した記載を心掛けるべきである。</p>		
【意見 6】	用語の定義について	86
<p>環境省や埼玉県と用語の定義を合わせることで、読者に分かりやすくするとともに、比較のしやすさにも繋げるべきである。もし、用語を異なる定義で用いるのであれば、その旨を明記するべきである。</p>		
【意見 7】	対象者を意識した効果的な広報・施策の実施	87
<p>川口市は、東京都内に勤務する市民が多いことから、昼夜間人口比率が低めである。つまり、市民が自宅にいる時間が少ないことが、1人1日あたり家庭系ごみ排出量が低い要因の一つと考えられる。</p> <p>しかし、市民の平均年齢の上昇予想は、勤労世代が退職により在宅することを意味し、今後は1人1日当たりの家庭系ごみ排出量が増加していくことが想定される。そのため、在宅時間の長い市民を対象として、家庭系ごみ削減を働きかける広報・施策が、より重要性を増してくる。将来的に確実に生じる課題に向けて、早い段階から準備を始め、より効果的に施策が実施できるようにするべきである。</p>		
【意見 8】	コロナ禍による影響の適切な把握	88
<p>コロナ禍により在宅勤務、自宅学習が多くなっていることから、市民が自宅にいる時間が多くなっている。このため、1人1日当たりの生活系ごみ排出量が増加し、1人1日当たりの事業系ごみ排出量が減少していることが想定される。</p> <p>実績が計画と乖離している場合には、コロナ禍による影響と一概に片づけるべきではなく、原因としてコロナ禍による影響がどの程度あるかを推定することで、コロナ禍による影響がなかった場合に、当初の計画と施策が正しかったか確認することが望ましい。また、今後の状況に応じて、目標値を見直して実効性あるものにも必要であると思料する。さらに、将来策定されるであろう第8次川口市一般廃棄物処理基本計画において、基礎データで調整が必要になる事項については、今のうちから十分に想定してデータを収集しておくことが望ましい。</p>		
【意見 9】	トレンド予測値の推定値は、多面的に検討するべきである。	90 96
<p>1人1日あたりのごみ排出量のトレンド予測値は一定の仮定に基づいた数値である以上、その予測値に基づいたリサイクル率が、過去実績の傾向、その背景に何があるかを考慮し、合理的な水準であるかを検証するべきである。</p>		
		112 118
<p>1人1日あたりのごみ排出量のトレンド予測値は一定の仮定に基づいた数値である以上、その予測値に基づいた最終処分量が、過去実績の傾向、その背景に何があるかを考慮し、合理的な水準であるかを検証するべきである。</p>		
【意見 10】	トレンド予測値のロジックを改善するべきである。	90
<p>リサイクル率のトレンド予測値の算出方法において、必要なトレンドを加味していない項目が存在することから、トレンド予測値の精度が高いとは言えない。重要な項目においては過去からのトレンドを考慮することで、予測値の精度を改善するべきである。</p>		
		112
<p>最終処分量のトレンド予測値の算出にあたり、重要な項目においては過去からのトレンドを考慮することで、予測値の精度を改善するべきである。</p>		
【意見 11】	生活系ごみの分別徹底を推進する強力な施策の実行	110
<p>監査人の分析によれば、1人1日あたり家庭系ごみ排出量が減少すると、リサイクル率が上昇する。また、生活系ごみのうち資源ごみの割合が増加すると、リサイクル率が上昇する。リサイクル率上昇のためには、この二つの要因の関連性が高いことが分かった。</p> <p>まず、一つ目の要因の「1人1日あたり家庭系ごみ排出量」であるが、既述したとおり、川口市の実績は中核市の中で4位というように十分低い値を示しているし、市の目標値も達成している。これに対して二つ目の要因である「生活系ごみのうち資源</p>		

	<p>ごみの割合」の増加であるが、川口市の実績は埼玉県の中で25位にとどまっており、まだまだ改善の余地があると考え。</p> <p>このことから、生活系ごみの分別をより徹底する施策をすることで、資源ごみの割合を増やし、リサイクル率を上昇させるようにするべきである。この点に関して、第7次計画では取り組むべき課題として、分別の徹底を推進することが記載されている。しかし、該当項目の具体的内容は、市民等への啓発を粘り強く継続するという一方で、リサイクル率の大幅上昇を目指すための施策としては、ややインパクトに欠ける内容と言わざるを得ない。第7次計画は令和2年度から始まったばかりであることから、計画期間中におけるより強力な施策の実行を望むものである。</p>	
【意見12】	数値目標の項目は十分に検討して設定するべきである。	
	<p>所管課は読者への分かりやすさを重視して、「最終処分量」を数値目標としている。しかし、数値目標の項目は、他の数値目標と相関関係がないか、数値目標自体を複雑化させていないか、十分に検討を行ったうえで設定するべきである。</p> <p>「最終処分量」の数値目標の設定のポイントは「最終処分率」であることから、「最終処分率」そのものを数値目標にするべきである。</p>	121
【意見13】	数値目標でポイントとなる項目については、過去からの推移を示すべきである。	
	数値目標でポイントとなる項目については、過去からの推移を示すことで、読者に対し視覚的に分かりやすくし、施策に対する理解を高めるようにするべきである。	123
【意見14】	目標値の設定をするための分析が足りていない。	
	将来の数値目標は、過去の実績、傾向、増減理由を十分に分析したうえで、今後の施策の効果を織り込んで設定するべきである。	131
【意見15】	季節的要因を加味して、目標設定の精度を上げるべきである。	
	食品ロス量の調査は、8月に実施した実績をそのまま利用するのではなく、季節的要因を加味したうえで目標値を定めるなど、目標設定の精度を上げる努力・工夫をするべきである。	136
【意見16】	他市との比較はコストの観点も記載するべきである。	
	コスト面は市民の関心も高いはずであり、市としてコスト面について他市と比較している以上、川口市が高いコストをかけていることを、市民に分かりやすく記載するべきである。	138
【意見17】	実施件数は目的に見合った件数を行うべきである。	
	レジ袋多量使用事業者は32社209店舗あるにも関わらず、マイバッグ持参キャンペーンを1年間で1店舗1回だけしか実施していないのは、実施件数が少な過ぎる。施策が十分な効果を発揮できるような件数を実施するように、計画的に事業者と調整するべきである。	145
【意見18】	一般廃棄物処理手数料（処理困難物）及び粗大ごみ収集手数料の見直しについて	
	一部の処理困難物については、市が負担する処理コストが手数料を大きく上回っている。また、粗大ごみ収集については、市が負担する収集運搬コストが、手数料を大きく上回っている。費用負担の公平性確保の観点から、より適正な手数料となるように、状況に応じて定期的な見直しを望みたい。	146
【意見19】	家庭ごみ有料化の条件・基準の明確化と市民への公表	
	現状では、家庭ごみ有料化の条件・基準が明確になっていないため、市のごみ政策の透明度が不十分で、市民の家庭ごみ減量化に対する意識の向上に繋がっていない。家庭ごみ有料化は市民生活に与える影響が大きいため、有料化の条件・基準の明確化により、市民への心理的な効果、家庭ごみの削減効果が期待できる。既に家庭ごみを有料化している他市を参考に、家庭ごみ有料化の条件・基準の明確化に取り組み、	146

その内容を市民に公表して欲しい。		
【意見 20】	グリーン購入の調達率について	
	「グリーン購入ネットワーク（GPN）」による評価の結果、川口市は全ての地方公共団体（1,788 団体）の中で 54 位と高い評価を得た一方で、54 位に留まった理由は、2 分野（公共工事、役務）に対して組織的取組が行われていないこと、8 割以上購入の実績がないことにある。しかし、市では、平成 26 年度の方針改訂時に「グリーン購入ネットワーク（GPN）」をアドバイザーに迎え策定するなど、実質的には組織的な取り組みがなされていると認められることから、今後の更なる取り組みに期待したい。また、8 割以上購入の実績については、市の方針が国の基準を準用していることから、引き続き環境省の動向を注視していくことを望む。	151
【意見 21】	多言語のパンフレットの配布について、費用対効果を意識した対策を取るべきである。	
	外国人に向けたごみの分別啓発として、「家庭ごみの分け方・出し方」を翻訳した 8ヶ国語について、外国人がどの言語を使うか特定しきれていないため、適切な言語のパンフレットを配布できていない状況にある。どの言語を使うか完全に特定することはコスト面からも厳しいことが想定されるため、ごみの分別の状況が悪い地域に対して重点的に配布をするなど、費用対効果を意識した対策を取るべきである。	151
【意見 22】	目的と施策は整合性あるものにするべきである。	
	使用済み携帯電話の回収の目的として更なるごみの減量を挙げているが、使用済み携帯電話の量はごみの総量に比べたら微々たるものであり、施策と目的が合致していない印象を受けた。目的と施策は整合性あるものにするべきである。	153
【意見 23】	最終処分と再資源化に関する財政的な対応方針を検討すべきである。	
	現状の最終処分と再資源化に関する対応方針は、「リサイクルの促進」という漠然とした目標に基づき、既に行われているリサイクルの活動は継続、新しいリサイクルの活動については調査・研究というスタンスに留まっている。 この点、最終処分よりもリサイクルの方がコストとして割高であることから、最終処分と再資源化に関する財政的な対応方針がなければ、リサイクルの促進を図ることはできない。 環境センターの現場からのボトムアップによる予算化では、リサイクルの促進に限界があることから、例えば、廃棄物処理手数料の改定部分をリサイクルの促進に充てるなど、財源を明瞭にしたうえでリサイクルの促進を図ることもひとつの方法であるものと思料する。	158
【意見 24】	川口市まち美化促進プログラムの普及促進	
	川口市まち美化促進プログラムの参加団体数が少なく、まち美化への効果は限定的である。アダプト・プログラムは、「まちの美化の達成」と「ポイ捨て防止の啓発」の効果を併せ持つ点で、また、市民と行政が協力して行う点で有意義な活動と言えるため、全国で実施されている同種の活動を参考にして、川口市まち美化促進プログラムの積極的な普及促進に努めていただきたい。	163
【意見 25】	路上喫煙禁止地区の更なる指定	
	市が平成 26 年度に実施した路上喫煙状況等調査によれば、散乱ごみの 60%超がたばこの吸い殻である。よって、路上喫煙禁止地区を増やすことで、吸い殻のポイ捨てが減少し、まち美化への効果が期待できる。受動喫煙防止の観点からも、現在は路上喫煙禁止地区として指定されていない駅周辺においても指定の検討を進めることが望ましい。	163
【意見 26】	喫煙マナー向上の啓発活動の必要性	
	前述のとおり市が平成 26 年度に実施した路上喫煙状況等調査によれば、散乱ごみの 60%超がたばこの吸い殻である。よって、まち美化のためには、市民が喫煙マナー	164

を守り吸い殻のポイ捨てをしないことも重要と考える。路上喫煙防止対策だけでなく、喫煙マナー向上の啓発活動も併せて実施する必要がある。		
【意見 27】	騒音のより厳密な測定	215
<p>過去5年間における排ガス等の排出物質量の実績値を確認した結果、基準値を超過する測定結果を示したのは騒音の測定値であった。ただし、騒音の測定値には、道路交通騒音や近隣工場音等が混じっており、それらの音が基準値超過の主な原因であることから、測定結果のみをもって問題となるものではない。</p> <p>しかし、単純に測定結果のみを見るとそれらが基準値を超過していることから、誤解を与えないようにするためにも、純粋にごみ処理施設が出す騒音を測定できるようになることが、将来に向けた課題と思料する。</p>		
【意見 28】	各焼却炉の均等な稼働	217
<p>各焼却炉の運転計画は、市全体の廃棄物処理を調整して決定している。そのような状況の中で、A号炉の予定運転日数がB号炉及びC号炉よりも、5年間の平均で約40日も少ない。実際の焼却量で比較すると、A号炉は約3,000トン～約4,000トン（約9%～14%）少なく、運転時間で比較すると、A号炉は約400時間～700時間（約7%～12%）少ない。</p> <p>焼却炉の寿命を長く保つためには、各焼却炉の稼働を均等化して、負荷を分散させることが重要と考える。もちろん、運転時間は法定検査やそれに沿った運転計画にも制約を受けるが、均等な稼働状況となるように運転計画の段階から留意すべきと思料する。</p>		
【意見 29】	長期修繕計画の重要性	221
<p>緊急点検欄の日数は緊急停止に対応するためのもので、緊急停止の具体的内容は、高温ダクト閉塞、天井ケーシング水漏れ及び集合コンベア故障等であった。</p> <p>朝日環境センターは、日常点検や3年に1度の精密機能検査の結果、点検整備委託の報告書を基に修繕計画・工事計画を作成し、それに沿った修繕を行っている。このように、計画的な修繕を実施していても緊急停止は突発的に生じるものである。さらに設備の老朽化の進行に伴い増加してくることも予想される。</p> <p>このような状況ではあるが、環境センターとしては運転計画を着実に遂行する責務があることから、そのためには緊急停止の回数をできるだけ少なく抑える必要がある。よってますます長期的視野に基づいた施設のメンテナンスが重要になるものと思料する。</p>		
【意見 30】	変更契約による増額割合の明文化	226
<p>原則的には、契約は当初締結した内容で確定するべきである。工事内容、工事期間、予定価格等の条件が違っていれば、当初の入札結果が変わってくる可能性があるためである。しかし、契約履行途中に不測の事態が発生し、契約内容を変更する必要があることはありうることであり、その際には変更契約により対応することになる。</p> <p>このように、変更契約を例外措置として認めることはあっても、そこには一定の制限があるべきと考える。特に契約金額の変更を無制限に認めることは、入札制度の潜脱行為を許す結果となりうることから、厳正な対応が求められるべきである。極端な例ではあるが具体的な金額で示すと、当初の工事契約の予定価格を1,300千円未満で設定し、その後の変更契約で億円単位に契約金額を増額すれば、本来なら競争入札を実施しなければならないような大規模工事であっても随意契約が可能となってしまう。</p> <p>このような事態を避けるために、国土交通省の通達により、変更見込額が請負代金の30%を超える工事は、原則として別途契約とすると規定されている。市は、当該通達に沿った運用を実施しているが、市の規則にはその内容が規定されていない。</p> <p>通達に沿った契約実務を実施しているのであれば、市の姿勢を明確にするためにも、市の規則等に明文化するべきと思料する。そうすることで、市民に対する行政の</p>		

見える化に役立つものとする。		
【意見 31】	老朽化した施設の再生	
<p>朝日環境センターは平成 14 年 11 月に稼働開始しており、既に 18 年を経過している。ごみ焼却施設の耐用年数は、一般的には 20 年程度と言われており、この点から判断するとかなり老朽化した施設と言える。そのようなことから、焼却炉の長寿命化のためには、計画的な修繕が求められるのであるが、「3. 施設の稼働状況 (4) アセットマネジメント イ中長期修繕計画」で既述したように、市にはその長期修繕計画が存在しなかった。</p> <p>長期計画が存在しなかったことが、直接的に稼働率の低下傾向及び焼却量比の低下につながっているとは言い切れないが、各割合の低下が示されているのは事実であることから、そこには何らかの原因があったはずである。市は、ようやく廃棄物処理施設長寿命化計画を策定中であるが、もう少し早く対応するべきであったのではないか。</p> <p>市としては、現有施設の焼却炉を 30 年ないし 40 年間使い続ける予定であることから、長寿命化計画の策定後においては速やかな対応に着手し、老朽化した施設の再生を図るべきと思料する。</p>		252
【意見 32】	設備の修繕の計画的な実行	
<p>リサイクルプラザは、大規模な施設の更新等を行っておらず設備の老朽化が進んでいる。現在策定中の長寿命化総合計画に従って、長期的な観点で修繕費を十分に確保し対応していくことが望ましい。</p>		274
【意見 33】	狭小解消に向けた対策の検討	
<p>リサイクルプラザは平成 14 年の開設から約 18 年が経過している。一般的にリサイクル施設の耐用年数は約 40 年が目安であり、全面的な建て替えのタイミングとしては時期尚早と言える。このため、作業場所の大規模な更新をした場合と、リサイクルプラザ南ストックヤードなどへの移設をした場合の費用の比較をするなど、長期的な視野で対策を検討することが望ましい。</p>		274
【意見 34】	作業者の安全確保	
<p>屋内の作業場所は換気が悪くなりがちであるため、新型コロナ等感染症防止のために換気を徹底して欲しい。また、夏場は作業場所が非常に暑くなることから、熱中症にも気を付けた運営を望みたい。</p>		274
【意見 35】	発生年度の翌年度の回収に注力すべきである。	
<p>平成 28 年度まで 40% 台であった滞繰分の収納率は、この 2 年間は 25% 程度に低下している。そして、現年度分で未納が発生すると翌期以降も続けて未納となる傾向があることから、発生年度の翌年度の回収に注力し 2 年を超える未納を発生させないことが、未納を断ち切り収納率を回復させる鍵になると考える。</p> <p>滞納期間が長期化すればするほど回収は難しくなり、不納欠損額も増える。また、利用者負担の公平性の観点からも、滞納発生年度の翌年度の回収に注力し、収納率の向上に努めていただきたい。</p>		285